

保安林の解除手続期間の短縮 (林野庁通知を発出することで措置)

活用する規制改革

現 状

保安林の指定の解除は、各種要件を満たすことが必要であり、都道府県が行う用地開発に保安林の解除を伴う場合は、手続きに一定の時間を要する。

見直し後

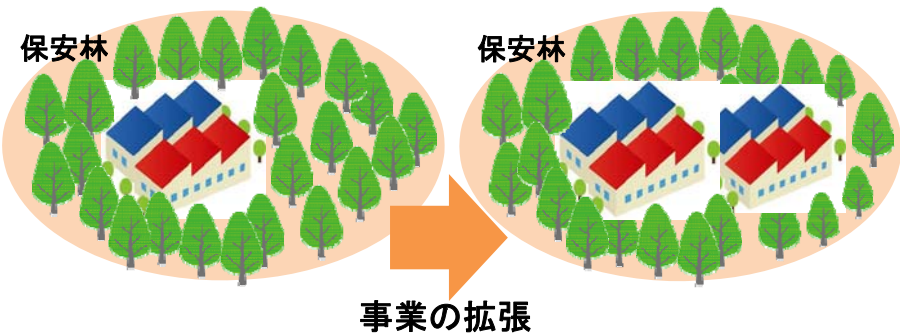
- 国家戦略特区内に限り、一定の要件を満たす場合に、
- ①保安林解除に係る用地事情要件の一部適用除外
 - ②保安林解除の「確定告示」の前倒し

効 果

- ・保安林の解除手続きの円滑化
- ・事業者への用地の引き渡しの早期化

具体的事業

①当該事業が既存事業と一体的に実施されるものであり、当該事業区域が主たる区域に隣接していること等、一定の要件を満たす場合は、**用地事情要件の一部適用除外。**



②保安林の解除に必要な代替施設の設置等が確実に講じられること等を確認した場合は、**速やかに保安林解除の「確定告示」を行う。**

